

障害者福祉システム等標準化検討会（第3回）

令和4年9月15日 【資料3】

障害者福祉システム等標準化検討会 （第3回）

令和4年度下期検討の論点 （事務局案）

令和4年9月15日

事務局提出資料

1. 令和4年度下期に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書を2.0版から2.1版案に改定するための検討論点は以下のとおりである。

No	検討の論点	検討の概要	関連資料
1	サブユニット対応	デジタル庁が定める「標準化基本方針【第1.0版】(案)の5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」により、標準仕様書2.1版案に反映する内容を検討する	P2、3
2	引越しワンストップサービス対応	政府方針、デジタル庁からの20業務横並び調整依頼により、標準仕様書2.1版案に反映する内容を検討する	P4
3	公金受取口座欄の見直し	帳票レイアウトの公金受取口座欄の表現の見直しを検討する	P5
4	検討課題事項	検討会・WT・ベンダ分科会のご意見(未完了の39件)の対応	参考資料1
5	継続検討事項	令和3年度・4年度上期全国照会のご意見(継続検討の129件)の対応	参考資料2
6	その他	デジタル庁が定める「標準化基本方針」・「データ要件・連携要件標準仕様書・基本データリスト・機能別連携仕様」・「共通機能に関する標準仕様書」・「ガバメントクラウドの利用に関する基準」の改定や、20業務横並び調整依頼等により、標準仕様書2.1版案に反映が必要な場合は検討する	—

※ No.5について、「外国人の生年月日表記の変更」、「電子決裁機能の追加」は、デジタル庁が横並び検討中であるため、横並び調整依頼がきた後に検討する。

2. サブユニット対応について①(全体イメージ)

- 障害者福祉システムの機能の一部を他基幹系業務の標準準拠システムで調達・利用する場合は、同一パッケージの扱いとなることから、サブユニット対応は不要となる。**個別機能システム(個別に切り出したシステム)として調達・利用する場合は、サブユニット対応の検討対象とする。**
- **サブユニット対象の選定にあたっては、システム調達等の業務に係る人的コストの削減を踏まえる。**

○ 他基幹系業務の標準準拠システムで調達・利用する場合

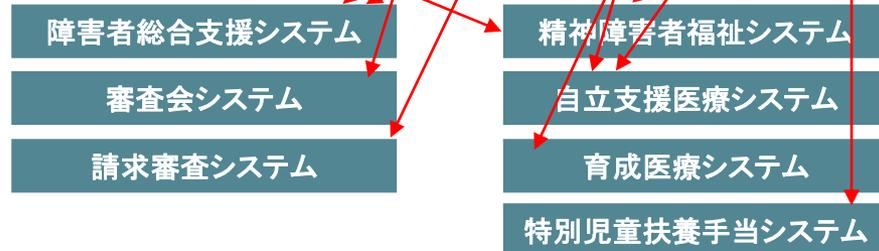
障害者福祉システム											
01. 障害者福祉共通	02. 身体障害者手帳	03. 療育手帳	04. 精神障害者保健福祉手帳	05. 国制度手当	06. 障害福祉サービス給付管理	07. 障害福祉サービス給付管理	08. 自立支援医療・更生医療・育成医療	09. 自立支援医療・更生医療・育成医療	10. 自立支援医療・更生医療・育成医療	11. 補装具	12. 特別児童扶養手当

同一パッケージの扱いにより、サブユニット対応は不要。ただし、調達するシステムの標準仕様書には説明書きを追加。

健康管理システム						児童福祉システム						
健康管理共通	成人保健	母子保健	予防接種	精神手帳	育成医療	精神通院医療	児童手当共通	児童手当業務	児童扶養手当共通	児童扶養手当業務	育成医療	特別児童扶養手当

○ 障害者福祉業務内で個別機能システムで調達・利用する場合

障害者福祉システム											
01. 障害者福祉共通	02. 身体障害者手帳	03. 療育手帳	04. 精神障害者保健福祉手帳	05. 国制度手当	06. 障害福祉サービス等・受給者管理	07. 障害福祉サービス等・給付管理	08. 自立支援医療・更生医療	09. 自立支援医療・育成医療	10. 自立支援医療・精神通院医療	11. 補装具	12. 特別児童扶養手当



2. サブユニット対応について②(障害福祉サービス等のイメージ)

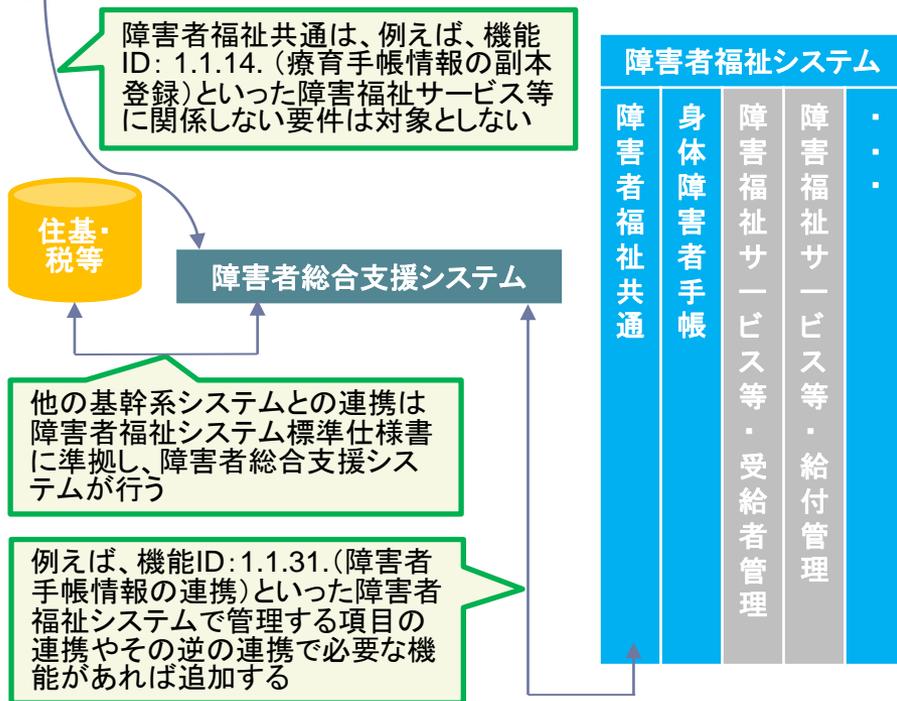
- 障害福祉サービス等について、個別機能システムで調達・利用する場合のイメージは以下のとおりである。
一部機能を切り出したシステムを利用するためには、不足している連携機能があれば追加する必要がある。

○ 障害者総合支援システムとして調達・利用する場合

障害者福祉システム標準仕様書の適合範囲

標準仕様書（本編）
 (別紙1) 業務フロー (別紙3) 帳票詳細要件
 (別紙2) 機能・帳票要件 (別紙4) 帳票レイアウト

・06. 障害福祉サービス等（受給者管理）、07. 障害福祉サービス等（給付管理）は全て対象
・01. 障害者福祉共通は、障害者総合支援システムに該当する要件のみ対象

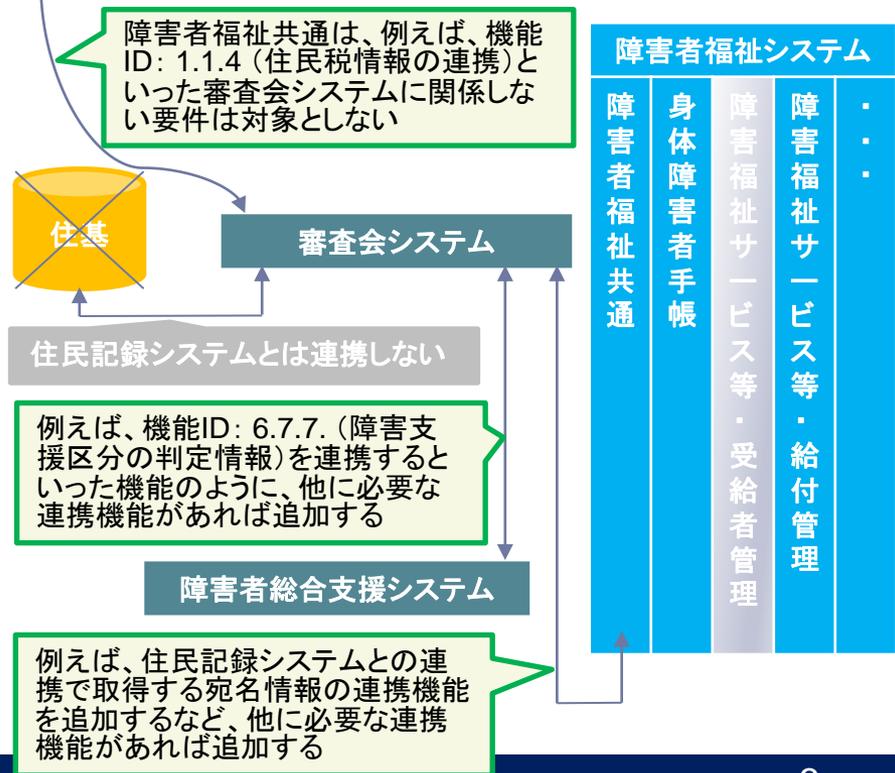


○ 審査会システムとして調達・利用する場合

障害者福祉システム標準仕様書の適合範囲

標準仕様書（本編）
 (別紙1) 業務フロー (別紙3) 帳票詳細要件
 (別紙2) 機能・帳票要件 (別紙4) 帳票レイアウト

01. 障害者福祉共通 及び 06. 障害福祉サービス等（受給者管理）のうち、審査会システムに該当する要件のみ対象

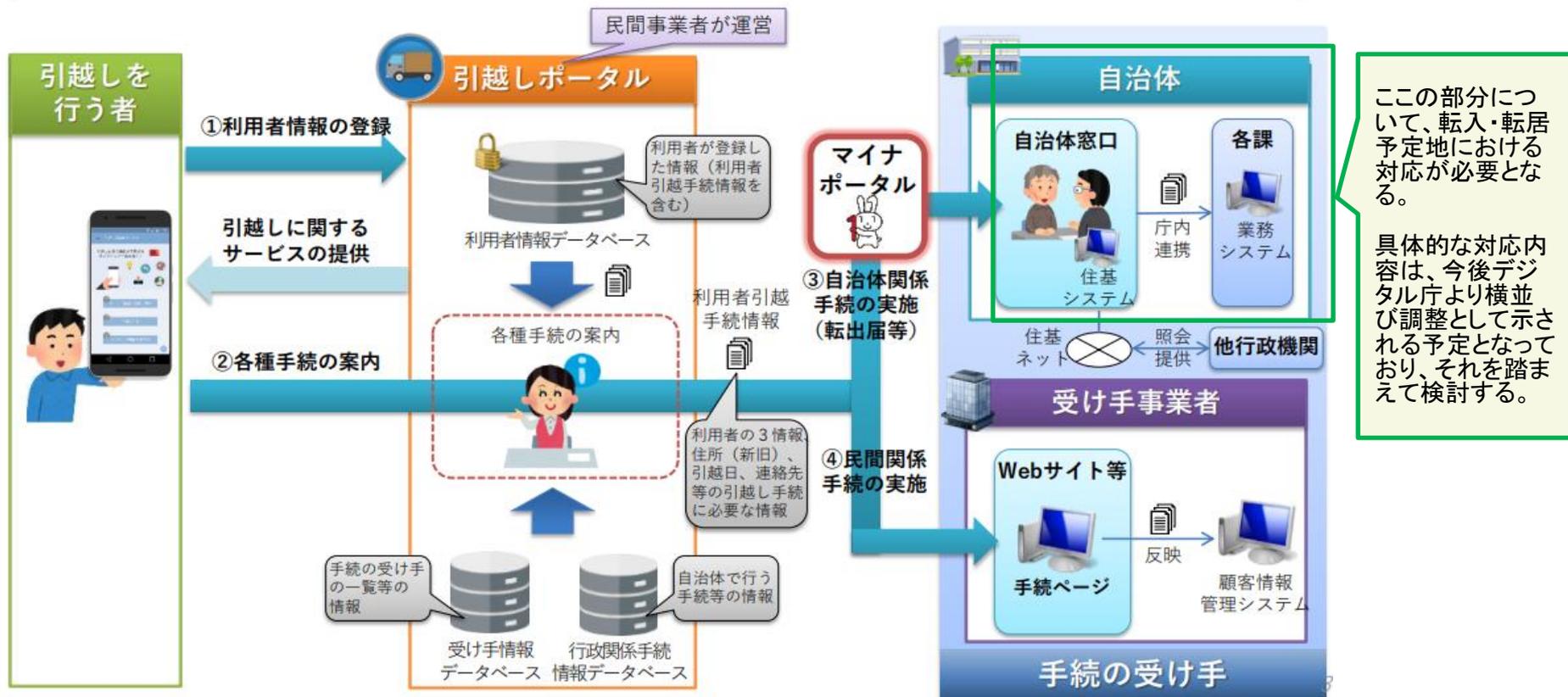


3. 引越しLOSS対応について(全体イメージ)

- 令和5年2月に全自治体で引越しLOSSを開始する予定となっていることから、標準仕様書へ反映する必要がある。

引越しワンストップサービス全体像

○引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しに関する一連のサービスを受けながら、**行政機関(自治体)及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続きを一括で行うことが可能となるよう**、これらの手続きの窓口となるオンラインサービスとして**引越しポータルサイトを民間事業者が運営**する。



【出典】「マイナポータル等を通じたオンラインによる転出届・転入(転居)予約の実現に向けた取り組みについて」 令和4年7月6日 デジタル庁

4. 公金受取口座欄の見直し

○ 帳票レイアウトの公金受取口座欄については、第2回検討会の結果を踏まえて、現場の混乱が少なくなるような表現を検討することとしている。

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
7	公的給付支給等口座に関すること	<p>○ また、標準仕様書に規定されている帳票のうち、公金受取口座（公的給付支給等口座）に関するものにおいては、公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無チェック欄を設ける。</p>	<p>○帳票レイアウト(5月WTから変更となっているもの)</p> <p>国手当制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26_障害児福祉手当認定請求書 ・27_特別障害者手当認定請求書 ・28_記載事項変更届 ・30_未支払手当請求書 <p>障害福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・07_令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書 ・08_令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書 ・09_高額障害児(通所・入所)給付費支給申請書 <p>特別児童扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22_特別児童扶養手当認定請求書 ・27_未支払特別児童扶養手当請求書 ・28_特別児童扶養手当記載事項変更届 <p>○変更の例 国手当制度(26_障害児福祉手当認定請求書)</p>

この部分について見直しを検討する

・変更前

銀行 信用金庫 ()	本店 支店 出張所	普通 当座 ()	口座番号
ゆうちょ銀行	記号	番号	変更
口座名義人カナ			
<input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します			

・変更後

受取 口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する(利用する場合は口座情報の記入不要) 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。 通帳などの写しの提出も不要になります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する		
銀行 信用金庫 ()	本店 支店 出張所	普通 当座 ()	口座番号
ゆうちょ銀行	記号	番号	
口座名義人カナ			